

古新聞紙のみ早朝回収を始めます

資源として再生・再利用するもの（ビン・金属・古紙・布類・ペットボトル）として町に出されている物の中で、特に古新聞紙を午前8時前に持去りする者が多く、その防止に苦慮してきました。

町では、古新聞紙の持ち去り防止対策として10月から、**シルバー人材センターに委託し、早朝から古新聞紙のみの回収を行ないます。**なお、今までどおり、収集時間に、資源（古紙・布類）の回収は行ないます。ご協力をお願いします。

- 収集人**／2名（ベスト着用：松伏町シルバー人材センター明記）
- 収集車両**／「松伏町資源物収集車両」の記載あり。
（記載場所：フロント、運転席・助手席）



税務課のお知らせ

10月 町民税の公的年金からの特別徴収(天引き)が始まります

■**対象**／65歳以上（平成21年4月1日現在）の公的年金受給者で、町民税の納税義務があり、介護保険料においても年金からの天引きとなっているなどの一定の要件に該当する方。

■**天引きされる税額**／公的年金の所得に係る部分の税額が対象となります。

①所得が年金のみの方の場合

年税額の全額が年金からの天引きとなります。ただし、今年度は年度の途中から天引きが開始されますので、年税額の半分を納付書により、残り半分を年金からの天引きにより納付することになります。

②年金の他に所得（農業・不動産・事業等）がある方の場合

年金部分の税額を年金からの天引きにより、年金以外の部分の税額を納付書で納めることとなります。

■**その他**／時期及びその額については、6月当初に送付の納税通知書でご確認できます。（記載例参照）なお、平成22年4月、6月、8月は、同年2月に天引きされた額と同額を、平成22年度分の町民税として天引きされます。

【記載例】

年金から天引きされる時期及び税額が記載されます。

天引きされる年金の種類が記載されます。

納付書2枚目 様
(通知書番号)

● 公的年金から特別徴収する方法によって徴収する額及び徴収月		● 税額の明細	
徴収月	特別徴収税額	課税標準額(円)	町民税(円)
年10月		総合分	
年12月	名称	分離分	
年2月	種類	山林分	
		調整控除額	
		配当控除額	
		住宅借入金等特別控除額	
		寄附金税額控除額	
		外国税額控除額等	
		配当割額又は株式等譲渡割控除額	
		所得割額	
		均等割額	
		年税額	
		公的年金から特別徴収する額	
		課税済額	
		納付	
		控除	
		差引納付額	
		充当額	

公的年金からの特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に上記の公的年金からその支払者が徴収します。

徴収月	仮特別徴収税額	徴収月	仮特別徴収税額
年4月		年4月	
年6月		年6月	
年8月		年8月	

本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引続き公的年金の支払を受ける場合に、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになります。

昨年度から引続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

上段：年税額（全体の税額）標記されます。
下段：年金から天引きされる税額の合計が標記されます。

平成22年度の仮特別徴収税額が標記されます。
「仮特別徴収税額」とは、次年度の税額を暫定的に年金から天引きする税額のことです。年金から天引きする場合、納付金額1回当たりの負担が大きくなるようにするために、この方法で予め徴収させていただきます。金額については、平成22年2月に年金から天引きされた税額と同じ金額が標記されます。